

【医療保険施設基準に関する事項】

2025/7/1

当院は、健康保険法及び後期高齢者医療法に基づき下記の施設基準を
関東信越厚生局局長に届出しています。

- 入院時食事療養(Ⅰ)、入院時生活療養(Ⅰ)※4A病棟のみ
「患者様の病状に応じて、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温
(夕食は午後6時以降)で提供しています。」
- 精神病棟15:1入院基本料 (2B病棟43床・3A病棟55床)
- 特殊疾患病棟入院料2 (3B病棟40床・4B病棟40床)
- 精神療養病棟入院料 (1A病棟60床)
- 療養病棟入院基本料2 (4A病棟36床)
- 認知症治療病棟入院料1、認知症夜間対応加算 (2A病棟56床)
- 看護補助加算1、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算1 (2B病棟・3A病棟)
- 看護配置加算 (2B病棟・3A病棟)
- 療養病棟療養環境加算1、看護補助体制充実加算3 (4A病棟)
- 認知症ケア加算2、経腸栄養管理加算 (4A病棟)
- 重症者加算 (1A病棟)
- 精神科身体合併症管理加算
- 診療録管理体制加算3
- データ提出加算2イ・4イ
- 医療安全対策加算2、医療安全対策地域連携加算2
- 感染対策向上加算3、連携強化加算、サーベイランス強化加算
- 検体検査管理加算(Ⅰ)
- 精神科デイ・ケア「大規模なもの」、精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- 薬剤管理指導料
- 医療保護入院等診療料
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- 精神科作業療法
- 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- 認知症患者リハビリテーション料
- リハビリテーション急性期加算・初期加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- CT撮影及びMRI撮影(口) (CTのみ)
- 救急医療管理加算
- 精神科退院時共同指導料1・2
- 療養生活継続支援加算
- こころの連携指導料Ⅱ
- 早期診療体制充実加算(通院・在宅精神療法)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- 入院ベースアップ評価料24
- 医療DX推進体制整備加算6
- 酸素の購入価格に関する届出
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料)